

保育料（利用者負担額）の寡婦（夫）控除等みなし適用について

法律上の婚姻歴のない未婚のひとり親世帯は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親世帯と比べ、保育料の負担額が高くなる場合があります。そこで、婚姻歴の有無で保育料に格差が生じないよう、未婚のひとり親世帯に寡婦（夫）控除をみなし適用し保育料を算定します。

対象となる人

保育料算定の基準となる所得を計算する年の12月31日時点および申請時点において、次の1～3のすべてに該当する方

- ① 婚姻によらず母（父）となり、その後、婚姻（事実婚含む）していない。
- ② 生計を一にする20歳未満の子（合計所得金額38万円以下で、ほかの人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない場合に限る）がいる。
- ③ 父の場合、合計所得金額が500万円以下である。

事業概要

- ① 実施時期 平成30年9月1日から ※ただし、申請のあった翌月から対象となります。

- ② みなし適用の内容

保育施設等の保育料（利用者負担額）について、寡婦（夫）控除のみなし適用の申請に基づき、寡婦（夫）控除があるものとみなして税額を再計算し、保育料を算定します。

- ③ 控除額

みなし控除の額は、税法上の控除額に準じます。なお、合計所得金額が125万円以下の場合は非課税扱いとなります。

みなし適用の区分	みなし寡婦控除	みなし寡夫控除
合計所得金額が500万円以下	30万円	26万円
合計所得金額が500万円超	26万円	—

申請方法

- ① 申請窓口 熊本市役所保育幼稚園課（096-328-2568）

- ② 次の書類を提出してください。（1については必要事項を記載してください。）

1 熊本市保育施設等の保育料にかかる寡婦（夫）控除等みなし適用申請書

2 戸籍全部事項証明書（3か月以内に発行）又は有効期限内の児童扶養手当証書の写し

注意事項

- ① 寡婦（夫）控除等みなし適用の結果、保育料が減額されない場合があります。
- ② みなし適用の認定期間を超えて適用を受ける場合は、あらためて申請手続が必要となります。
- ③ 本制度は、保育料の寡婦（夫）みなし適用に関するものであり、税法上の控除を受けることはありません。

〈お問い合わせ〉
熊本市保育幼稚園課
認定調整班
電話：096-328-2568